その他告示

○外務省告示第四百六十八号

令和七年十一月七日にナイロビで、円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の平成三十年三月十六日付けの交換公文に従ってケニア共和国政府に供与されることになったオルカリアⅠ一、二及び三号機地熱発電所改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がケニア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、ケニア共和国政府との間に行われた。

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十九号

令和七年十二月五日にヤウンデで、カメルーン共和国における基礎社会サービス施設の修復を通じた南西州復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　基礎社会サービス施設の修復を通じた南西州復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千六百万円

3　署名者

日　本　側　南健太郎在カメルーン大使

国際連合開発計画側　マチュー・チオウェラ在カメルーン事務所代表

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百七十号

令和七年十二月二日にニューデリー（インド）で、ブータン王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　小野啓一在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日ブータン大使（インドにて兼轄）

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百七十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年十一月二十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
令和七年十一月二十八日	令和六年二月七日	TT五五〇〇一二

○外務省告示第四百七十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年十一月二十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
令和七年十一月二十九日	2025年９月25日	TM0915635
令和７年11月29日	2025年１月27日	TT7780813
令和７年11月29日	2024年８月２日	MJ373897６
令和７年11月29日	2025年８月４日	TM0973376
令和７年11月29日	2025年９月11日	MV0634349
令和７年11月29日	2025年５月７日	MV0057779
令和７年11月29日	2025年６月27日	MV0293851
令和７年11月29日	2025年２月27日	TT8055098
令和７年11月29日	2019年12月26日	TS5134591
令和７年11月29日	2025年４月25日	MV0053846
令和７年11月29日	2025年１月14日	TT7522390
令和７年11月29日	2020年６月25日	TT1364252
令和７年11月29日	2024年12月３日	MJ4127273

○農林水産省告示第千九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町豊房字向林ノ一一九四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町津地字ヒナタ平ノ上エ九八八、字ノミカ谷一〇四九、一〇五〇、一〇五二、字滝ノ谷ノ上エ一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町下菅字瀬戸ノ谷尻三四五、字セドノ谷三六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）